

消防業務協力者に対する補償 範囲のあり方に関する答申

平成6年3月3日

消 防 審 議 会

昭和 63 年 2 月 22 日付け 詮問のあった「消防業務協力者に対する補償範囲のあり方」について、別紙のとおり答申する。

平成 6 年 3 月 3 日

消防審議会会長
石見 隆三

消防庁長官
紀内 隆宏 殿

別 紙

消防業務協力者に対する補償範囲のあり方について

1 現行の消防業務協力者に対する災害補償制度

消防法（以下「法」という。）第36条の3は、消火若しくは延焼の防止又は人命救助等の消防作業に従事し、又は救急業務に協力した者がこれにより死傷した場合の損害の補償について規定している。同条の規定により補償の対象とされているのは、法第25条第2項、第29条第5項（第36条において準用する場合を含む。）又は第35条の7第1項の規定に該当する者に限定されており、法第25条第1項に規定する応急消火義務者（火災発生時における当該消防対象物（一つの建築物すなわち同一棟をいうものとされる。）の所有者、占有者、管理者、居住者及び勤務者等）が行う応急消火作業等に係る損害は、補償の対象外とされている。

2 問題の所在

法第36条の3制定当時（昭和27年）においては、一たび火災になったときに棟全体が焼失してしまう木造の建築物がほとんどであったが、近年、耐火構造等の建築物が増加し、大規模建築物も出現してきている。また、昭和37年に建物の区分所有等に関する法律が制定されて以来、共同住宅や雑居ビル等が増加している現状にある。共同住宅や雑居ビル等の場合、同法の制定により一棟のうちにも独立した所有権の目的とすることが認められるようになっており、このようなことから、区分所有権を認められた場合居住者や所有者の意識においても、各戸が独立した住居、店舗等であるとの意識が強くなっている。また、一般的にも、近隣意識の希薄化、相互扶助意識の低下等住民意識の変化が生じてきている。

法第36条の3制定後の、このような社会実態の変化に伴い、火災の際に従来応急消火義務者として補償の対象外とされてきた同一棟の関係者等についても、同条第2項の協力者の立場に近いものとして同項の場合に準じて補償の対象と考えることが適当な者が生じてきている。

例えば、共同住宅のある一戸からの出火に際し、火災が発生した棟の隣接棟の住人と、同一棟ではあるが延焼可能性がほとんどないような住人などが、同一の消火活動を行い死傷した場合に、同一棟の住人であることを理由として補償を受けられないとするることは、住民感情として不公平ではないかとの意見もある。

3 見直しの基本的考え方

法第25条第1項の応急消火義務者の規定については、消防行政上の観点からこれを引き続き維持することが必要とされるが、上記のような建物構造や住民意識の変化に伴い、社会実態上応急消火活動について同条第2項の協力者の立場に近い者が出でてきていることは認めざるを得ない。消防業務協力者に対する補償については、このような社会実態からみた公平の観点を加味することが必要と考えられるので、同条第1項の応急消火義務者についても社会実態上同条第2項の協力者の立場に近いものと認められる者については、同項の協力者に準じて補償の対象とすることが適当であると考えられる。そして、このことが消防活動に住民の協力を確保し、消防活動が円滑に行われることにも寄与するものと期待される。

4 応急消火義務者のうち補償について法第25条第2項の協力者に準じて考えることが適當な者について

例えば、マンション等の共同住宅の居住者等あるいは雑居ビルの勤務者等が、他人が所有、管理、占有、居住又は勤務している部分の消火若しくは延焼防止又は人命救助活動を行い死傷した場合には、社会実態上法第25条第2項の協力者の立場に近いものとして同項の協力者に準じて取り扱うことが適當である。

このように、構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができる部分がある建築物であり、当該建築物のうち現に独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供されている部分（独立して住居、会社等としての機能を果たしている部分）又は現在建物としての用途になんら供されていない部分（いわゆる空室等）において火災が発生した場合に、当該火災が発生した部分に係る所有者、管理者、占有者、居住者又は勤務者等以外の者が消火若しくは延焼の防止又は人命救助活動を行い死傷したものについては、補償することが適當であると考える。